

# 下関市通学路交通安全対策プログラム

下関市通学路安全対策推進会議

## 改定履歴

- 平成26年 3月 「下関市通学路交通安全対策プログラム」初版作成
- 令和元年 5月 「下関市通学路交通安全対策プログラム」第2版作成
- 令和2年 2月 「下関市通学路交通安全対策プログラム」第3版作成
- 令和3年 4月 「下関市通学路交通安全対策プログラム」第4版作成
- 令和5年 3月 「下関市通学路交通安全対策プログラム」第5版作成

### 【編集担当】

下関市教育委員会教育部  
学校教育課生徒指導推進室

## プログラム策定の経緯・目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう要請がありました。

これを受け、下関市におきましても平成24年7月より市教育委員会が主体となり国土交通省山口河川国道事務所、山口県下関土木建築事務所、下関市道路課（現：下関市道路河川建設課）、下関警察署、長府警察署、小串警察署、下関市教育委員会及び学校関係者の出席のもと、『通学路安全点検合同会議』（現：『通学路安全対策推進会議』）を実施し、市内小中学校の通学路の現状確認を行うとともに危険箇所の対策を検討してきたところです。

下関市では、生活安全の推進を図るために、交通安全対策の充実を進めており、特に次世代を担う子供たちの安全を確保するための通学路の安全対策は、最重要課題となっております。

通学路に関係する機関、部署、団体の連携体制を構築し、計画的、継続的に通学路の安全対策を図ることを目的に『下関市通学路交通安全対策プログラム』を策定しました。今後は、このプログラムに基づき、『事故のない安全で安心な通学路の確保』を図ってまいります。

### プログラム作成の主旨

1. 継続的に通学路安全対策を実施し、児童・生徒の安全を確保します。
2. 地域、保護者、行政機関が連携し、下関市全体での安全対策を推進します。
3. 対策実施後も、実施効果について検証し交通安全対策の向上に努めます。

## 下関市通学路安全対策推進会議

通学路については、実際に通学路を利用する児童生徒への安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのような現状を踏まえ、各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下にあげる機関、団体による「下関市通学路安全対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

### 【推進会議構成メンバー】

機関・団体名	主な役割	備考
下関市教育委員会 下関市立小・中学校（教職員他）	児童生徒への指導、教育	学校関係者
下関警察署 長府警察署 小串警察署	道路交通に関する全般 （交通規制、取締り等）	交通管理者
国土交通省山口河川国道事務所 山口県下関土木建築事務所 下関市建設部道路河川建設課 下関市菊川総合支所建設農林課 下関市豊田総合支所建設農林課 下関市豊浦総合支所建設農林水産課 下関市豊北総合支所建設農林水産課	道路・河川施設に関する全般 （道路・河川施設の整備、維持等）	道路・河川 管理者
下関市市民部生活安全課	交通安全指導、啓蒙	



## 通学路危険箇所合同点検

### (1) 危険箇所の抽出

4月以降、新たに設定された通学路も含め、全ての通学路について、見守り活動者及び自治会等の協力を得て、小・中学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた『学校関係者』により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出及び、危険度、緊急度について、下記の危険・緊急区分に基づいて分類案を作成し、推進会議に諮ります。また、危険箇所の抽出は、交通のほか、防犯・防災の観点を含むこととする。

(4月に実施、調査結果は教育委員会へ提出)

なお、調査時に危険度・緊急度が特に高いと判断された危険箇所については、合同会議への調査結果の提出を待つことなく、関係管理者に危険箇所を報告します。報告を受けた各管理者は、個別に調整、実施を検討します。

危険・緊急度の区分について

危険・緊急度	度合いの区分	具体的事象
A	緊急に対応が必要	・児童・生徒・ドライバー等が危険認識をし、注意していても事故の発生が予想される箇所 ・調査時までには事故が発生した箇所 など
B	速やかに対応が必要	・児童・生徒・ドライバー等の危険認識が欠如した場合に事故発生が予想される箇所 ・通学時、『ヒヤリ』と感じた箇所 など
C	児童生徒の安全のために必要	・事故発生の危険性は高くないが、改善の必要があると判断される箇所 ・調査時までには事故や『ヒヤリ』は発生していないが、事故の可能性のある箇所 など

#### 《関係機関・団体の役割》

(学校関係者)

- ・校区内の通学路を点検し、通学路の危険箇所を抽出
- ・児童生徒等『こども目線』での危険箇所の聞き取り
- ・警察、道路管理者への点検要請

(交通管理者)

- ・学校関係者からの要請により、交通管理者の見地から通学路の危険性を抽出

(道路管理者)

- ・学校関係者からの要請により、道路管理者の見地から通学路の危険性を抽出

## (2) 推進会議の実施

各小・中学校から提出された危険箇所は、教育委員会が取りまとめ、推進会議において合同点検を実施する箇所を設定します。推進会議は警察署の管轄地域を二つのグループに分け実施し、各メンバーは以下のとおりとします。(5月～7月)

### 下関警察署管轄地域

下関市教育委員会
下関市立小・中学校代表者
下関市立小・中学校PTA代表者
下関警察署
国土交通省山口河川国道事務所
山口県下関土木建築事務所
下関市建設部道路河川建設課
下関市市民部生活安全課

### 長府・小串警察署管轄地域

下関市教育委員会
下関市立小・中学校代表者
下関市立小・中学校PTA代表者
長府警察署・小串警察署
国土交通省山口河川国道事務所
山口県下関土木建築事務所
下関市建設部道路河川建設課
下関市菊川総合支所建設農林課
下関市豊田総合支所建設農林課
下関市豊浦総合支所建設農林水産課
下関市豊北総合支所建設農林水産課
下関市市民部生活安全課

推進会議では主に以下の点について協議、調整を行います。

- 各学校から提出された危険箇所の危険・緊急度についての精査
- 合同点検の参加者（推進会議構成メンバー以外も）、日程の調整
- その他、推進会議構成メンバーで協議・調整が必要な事項

(例：スクールゾーン、ゾーン30の設定など)

- 対策実施に向けた関係部署の連携確認



平成30年度第2回下関市通学路安全対策推進会議

## (3) 合同点検の実施

小・中学校別に、教育委員会、学校関係者（教職員、PTA役員、保護者）、道路・河川管理者、警察、自治会等が参加して推進会議で設定された箇所の合同点検を実施します。

(5月～7月)

合同点検時には、実際に利用する児童生徒及び保護者・見守り隊にも参加をお願いし、対策立案に向けたご意見をいただくなど、通学路危険箇所の解消に地域、関係機関が一体となって取り組んでまいります。



合同点検実施状況

#### (4) 対策案の検討

合同点検の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関により検討します。

#### (5) 対策案の調整

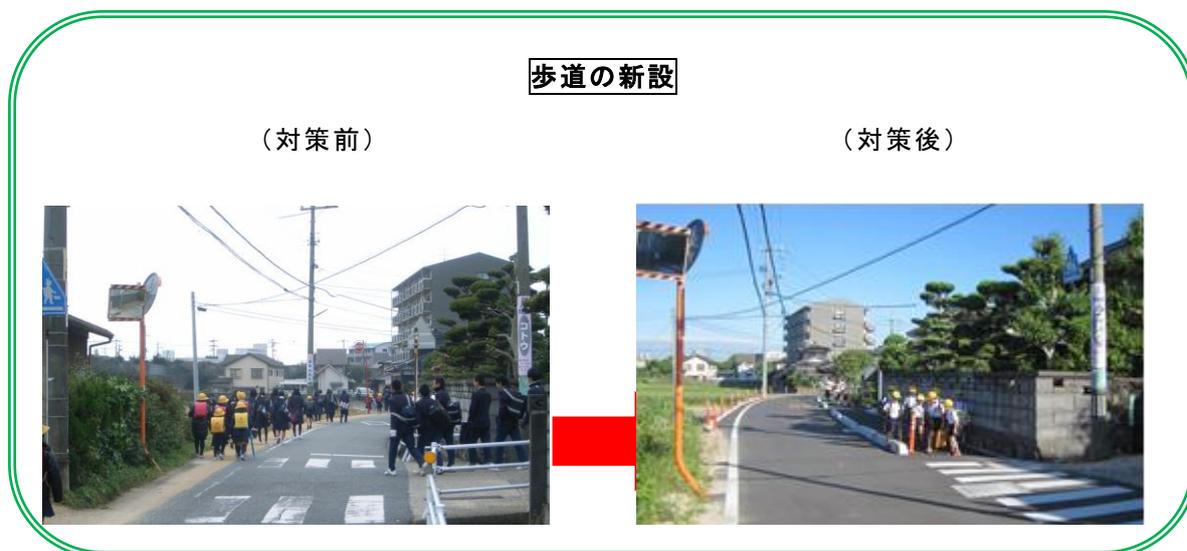
合同点検及び対策案の策定後、関係機関の対策案を教育委員会が取りまとめ、各小・中学校へ通知します。各小・中学校は、この対策案に関して疑義・質問があれば、質問票を作成し、教育委員会へ送付します。教育委員会は、質問票を関係する各関係機関に送付し、必要に応じて調整を行い、効果的な通学路の安全対策の実施を目指します。(7月～8月)

#### (6) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの(ラインの塗替え、路面表示、カラー舗装など)については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの(歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置)についても整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置、改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に知らせることで施設の効果的な運用を図ります。

## 対策実施例



### (7) 対策効果の検証

実施した対策について、通学路の安全性についての効果を検証します。

#### (検証手法例)

- 対策箇所の通学児童・生徒及びその保護者や、コミュニティースクールにアンケート等を実施し『ヒヤリハットの軽減』といった安全対策効果の確認
  - 対策箇所を通行するドライバーへの意見、感想の収集
  - 対策箇所における車と歩行者との離隔、車両の徐行通行状況といった変化を確認し、歩行者（通学児童・生徒）の安全性を確認
  - 対策箇所における事故件数推移の確認
- (※) 検証手法については、対策箇所の利用状況に応じて検討します。

### (8) 対策案の改善

検証によって得られた意見を踏まえ、対策案の改善を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

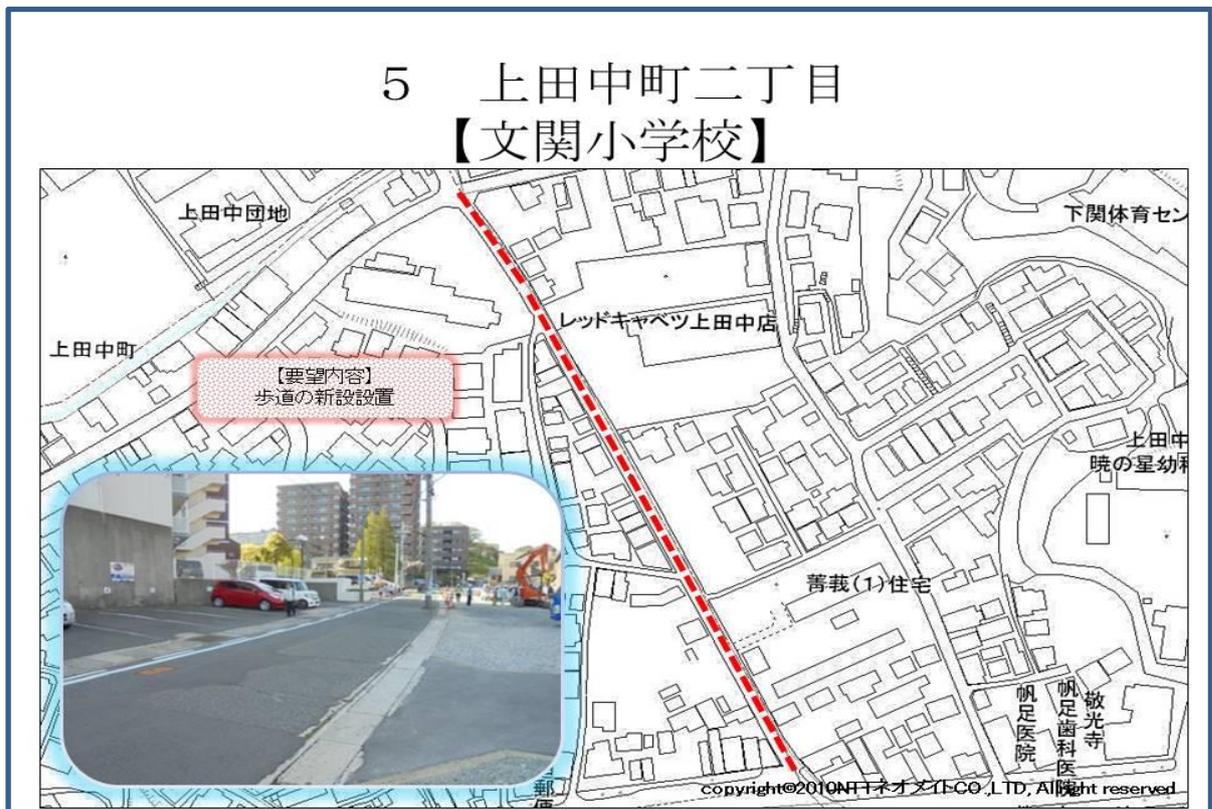
## 通学路危険箇所の公表

危険箇所の位置や対策内容については、関係者間の認識を共有することに加え、『通学路の安全』に対する市民の認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策内容が確定した段階で『通学路安全対策検討内容一覧表』及び『通学路安全対策検討箇所地図』を下関市ホームページにて公表します。

### 【通学路安全対策検討内容一覧表（例）】

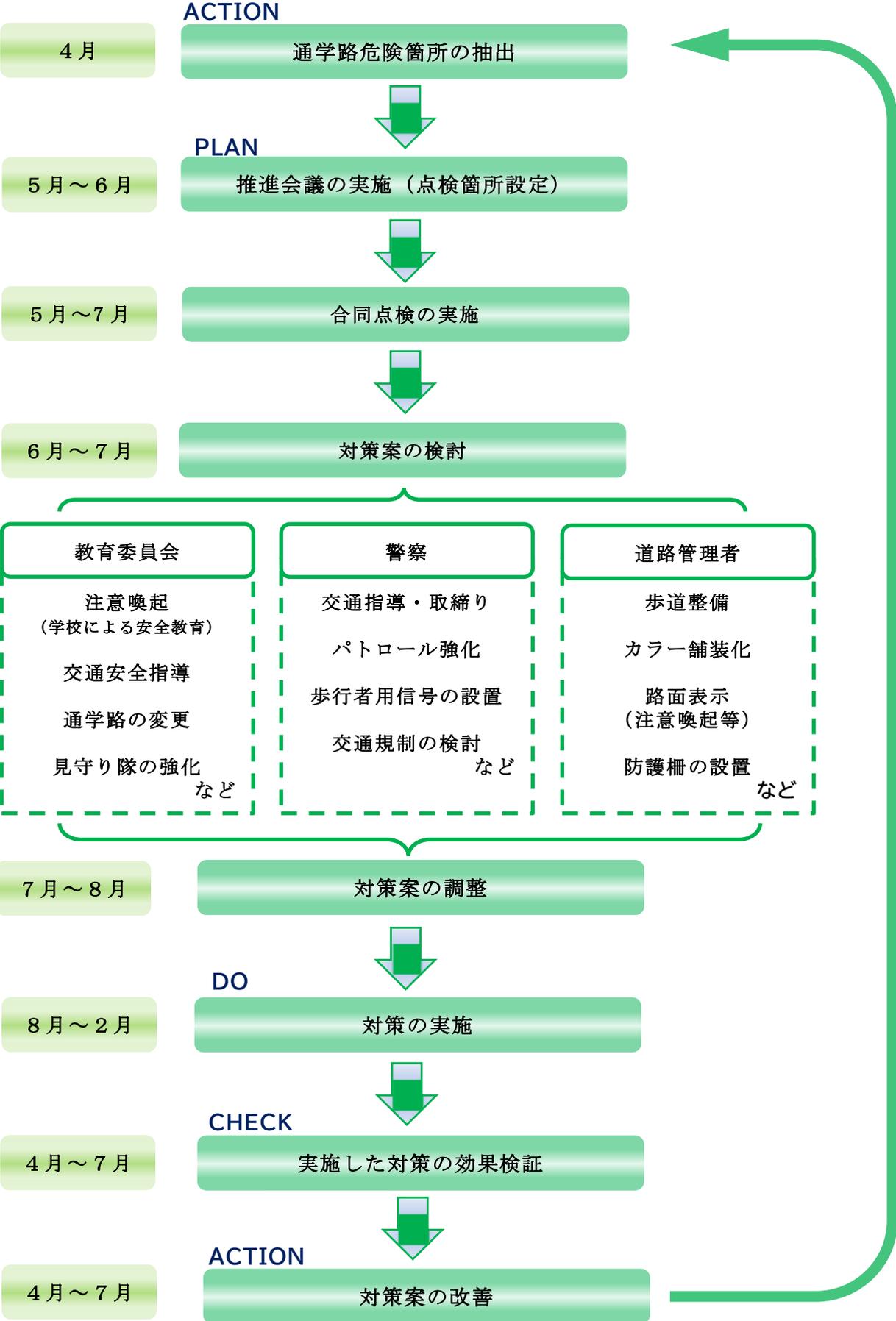
NO.	住所 (〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号附近)	具体的場所 (〇〇交差点、〇〇前道路など)	道路種別 道路名 (県道〇〇線、市道〇〇線)	管理者	所轄 警察署	危険箇所の状況 及び要望理由	分類	危険度	要望内容	安全対策検討内容(平成30年度)				参考 学校 からの 距離 (m)	危険箇所 の歩道 幅員 (m)	新規 案件	中 学 校 区	学校名
										道路管理者等	対策 予定 時期	交通管理者	対策 予定 時期					
下1	幸町	旧第四幼稚園前 交差点	市道塩之浦・ 高尾線	市道	下関署	標識がなく、どちらが優先道路かわかりにくい。事故の危険性がある。	交通	B	停止標識の強調表示	【市道河川建設課】 区画線の復旧等の対応を検討いたします。				300m	10人	○	日新	養治小
下2	本町一丁目	園田公園前道路	市道向洋町3 号線	市道	下関署	樹木で歩行者が奥づら。歩道に段差があり危険である。	交通	A	歩道の整備 【道路整備事業を実施中】	【市道河川建設課】 道路整備の計画があり、歩道を整備いたします。				500m			日新	養治小
下3	上田中町一丁目	小学校南門前横 断歩道	市道向洋町3 号線	市道	下関署	横断歩道の白線が消えかかっており、運転手が気づかないことがあり危険である。	交通	B	白線の引き直し	【市道河川建設課】 区画線の復旧等の対応を検討いたします。	【下関警察署】 整備上申中		H30	3m	170人		日新	文関小
下4	上田中町一丁目	NTT前交差点	市道向洋町3 号線	市道	下関署	交差点内の横断歩道の白線が消えかかっており、運転手が気づかないことがあり危険である。	交通	B	横断歩道白線の引き直し		【下関警察署】 道路整備工事中		未定	150m	114人		日新	文関小
下5	上田中町二丁目	レッドキャベツ前 の道路	市道向洋町3 号線	市道	下関署	道幅が狭く交通量が多いが、片側しか歩道がない。	交通	A	歩道の新設設置 【道路整備事業を実施中】	【市道河川建設課】 道路整備の計画があり、歩道を整備いたします。				200m	72人		日新	文関小
下6	上田中町二丁目	小学校東門付近 の横断歩道	市道上田中 町4号線	市道	下関署	横断歩道の白線が消えかかっており、運転手が気づかないことがあり危険である。	交通	B	白線の引き直し		【下関警察署】 整備上申中		H30	30m	3人	○	日新	文関小

### 【通学路安全対策検討箇所地図】



(平成30年9月公表資料)

通学路交通安全プログラム フロー図



## 参考資料

### 主な対策事例【(緊急的対策例)】

#### 路側帯のカラー舗装化



境界ブロック、防護柵等で分離した歩道が設置できない幅の狭い道路において、歩行者の通行部を着色することにより明確にし、ドライバーに注意を促す手法。

#### 交差点のカラー舗装化



信号がなく、車両通行量、横断歩行者が多い交差点において、交差点位置を強調して示すことにより、ドライバーに横断者への注意及び速度の低減を促す手法。

#### 横断歩道の強調表示



車両通行量、横断歩行者が多い横断歩道において、横断歩道位置を強調して示すことにより、ドライバーに横断者への注意及び速度の低減を促す手法。

#### 車両速度抑制表示 (イメージハンプ)



道路上に凹凸があるように着色をすることでドライバーに注意をうながし、車両速度の低減を促す手法。

### 停止線『とまれ』強調表示



停止線手前の『とまれ』表示にラインを併せて設置することにより、ドライバーに停止線手前での一旦停止を促し、横断する歩行者との出会い頭の衝突を防止する手法。

### 歩行者横断部のカラー舗装化



横断歩道の設置されていない車道横断箇所、歩行者の横断位置をカラー化することでドライバーに歩行者への注意喚起を促す手法。

### エスコートゾーンの設置



歩道に設置されている視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）と同様に横断歩道上に突起体の列を設置し、視覚障害者の安全な横断歩道の利用を図る手法。

### 見守り隊の強化



地域による見守り隊の活動を強化することにより、通学路の安全確保を行うことにより、地域全体で安全に対する意識を高める。

### (その他)

- ・路面注意喚起表示
- ・ガードレール、転落防止柵の設置
- ・点字ブロックの設置
- ・交通指導、取締り
- ・パトロール強化
- ・注意喚起（学校による安全教育）
- ・交通安全指導

## 【対策案の主な事例（長期、抜本的対策例）】

### 歩道の新設

（施工前）



（歩道設置完了）



縁石等で車道と歩道を分離し、歩行者が安全に通行できる空間を確保する。

### 歩道の拡幅



歩行者の通行量が多い道路において、車道の幅員を狭める等により歩道の幅員を広げ、安全な通行空間を確保する。

### ハンプ・狭さくの設定



車道を部分的に狭くしたり（狭さく）、一部凸型に盛り上げ（ハンプ）、車のスピードを出しにくくし、歩行者の安全を図るもの。

（写真は路面に着色することで狭さく、ハンプの効果を期待したもの）

### （その他）

- ・ 歩車道境界ブロックの設置
- ・ 踏切道拡幅（歩道設置）
- ・ 横断歩道の新規設置
- ・ 交差点改良
- ・ 歩行者用信号（押しボタン信号）の設置
- ・ 通学路の変更
- ・ ゾーン30の設定

## 通学路の設定、安全管理に関する法令

### ○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和41年4月1日)(政令第百三号)

(法第六条第三項の政令で定める通学路)

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所(以下これらを「小学校等」という。)に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

### ○ 学校保健安全法(昭和33年4月10日)(法律第五十六号)

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。)

○ 交通安全対策基本法（昭和45年6月1日）（法律第百十号）

（交通安全業務計画）

第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。